平戸市農業委員会第6回総会議事録

■開催日時:令和2年9月25日(金)9時30分~11時20分

■開催場所:平戸市役所3階会議室

■農業委員:19人中19人出席 欠席委員:0人

※委員名簿は議事録末に添付

■総会公開非公開の別:公開 ■傍聴人数:0人

- ■事務局 林事務局長 橋口総務農地班長 山本主任主事 大石主任主事
- ■関係課 村瀬農林課主任主事
- ■書記の職氏名 職氏名:林事務局長
- ■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

議案第 30 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 31 号 非農地通知申出について

議案第 32 号 第6回農用地利用集積計画(案)について

報告第 16 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について

報告第 17 号 使用貸借解約通知書について

日程6 追加議案

議案第33号 農地転用許可案件に係る計画変更申出による内容承認に ついて

日程7 閉会

発	言
者	名

会議の概要

■日程1 開会宣言

事務局

定刻となりましたので、ただいまから令和2年度平戸市農業委員会第6回総会を開会いたします。

開会にあたりまして、丸田会長がごあいさつ申し上げます。

■日程2 会長あいさつ

会長

委員の皆様、おはようございます。本日は第6回総会を開催したと ころご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

台風9号と追い打ちをかけるように 10 号が通過して、皆様方には 大変ご苦労されたのではないかと、推察いたします。

営農型の太陽光発電関係については前回営農計画の再提出を行っていましたが、常設審議会で検討された結果、収支が黒字転換する期間を短くするように再度計画の変更を指示されました。皆さんには大変ご迷惑をおかけしましたが、何とか見通しがついたようでございます。

台風後始末のため、倒れた稲があちこちにあるようですが、再生協議会にお話を聞くと、WCS 関係の補助についても国からもご指導を頂いているようです。

本日は、議題は少ないですが、最後までご審議いただけるようお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。本日、欠席のご連絡をいただいた委員は、 おりませんので報告いたします。

よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、 以降の進行につきまして丸田会長にお願いいたします。

■日程第3 議事録署名人及び書記の指名

会長

それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。 平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録 署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会長

「異議なし。」と認めます。

それでは、議事録署名委員に 10 番、15 番委員、書記に事務局長を 指名いたします。以上で日程第 3 を終わります。

会長 ■日程第4 会務報告

次に日程第4、9月の会務報告及び 10 月の会務予定について事務 局が報告いたします。

事務局

それでは9月の主な会務報告をいたします。(9月会務報告を報告) 次に10月の行事予定を申し上げます。(10月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。

会長

それでは次回、10月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。 次回総会を10月26日(月曜日)午前9時30分とし、場所は、平戸市 役所において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会長

異議がありませんので、次回の総会日程を10月26日(月曜日)午前9時30分とし、場所は、平戸市役所において行うことといたします。

次に日程5.議事にはいります。

■日程第5 議事

《議案30号 農地法第3条の規定による許可申請について》

次に、「議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。

事務局

議案書 2-1ページをお願いします

整理番号1番

譲渡人、譲受人については記載のとおり。

申請農地ですが、岩の上町字岳ノ平、地目は畑で、地積 2,033 ㎡他 7 筆、計 6,357 ㎡、自作で、譲受人の現在の耕作面積、6,357 ㎡、所有権移転した後の面積 6,357 ㎡になり、北部地区の下限面積 30 アールをクリアしています。事由としては、農業経営移譲のため所有権 移転を贈与で行ないます。

整理番号2番

譲渡人、譲受人については記載のとおり。

申請農地ですが、紐差町字一本木、地目は田で、地積 2,460 ㎡、自作で、譲受後 14,776 ㎡となり、紐差地区の下限面積 50 アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

会長

ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 発言のある方は挙手をお願いします。

委員一同

「異議なし。」

会長

異議なしと認め、議案第 30 号を原案のとおり許可することで決定 いたします。

《議案第31号 非農地通知申出について》

次に、議案第31号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明 を求めます。

事務局

議案書 3-1ページをお願いします。

整理番号1番

申出人は記載のとおり、申出を受けた土地について、大久保町字 菖蒲田、地目は畑で、地積 716 ㎡、他 1 筆、計 1,136 ㎡、現況とし ましては、山林原野化している状態でした。

(スライドによる説明)

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします

会長

ただいま、事務局の提案説明が終わりましたので、関係委員の補足 説明をお願いします。

3番委員

議案31号の補足説明を行ないます。

令和2年9月15日午前9時頃から、北部地区農業委員、推進委員、 申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。

申請地は、周囲を宅地に囲まれており、所有者は市内に在住していないことから、従前より耕作されておらず、写真で見ていただいたとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。なお、所有者は農地に隣接する家屋についても売却の意向であることを申し添えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

会長

ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑 を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。

議案第 31 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会長

異議なしと認め、議案第 31 号について、原案のとおり決定いたします。

《議案第32号 第6回農用地利用集積計画(案)について》

次に、議案第32号「第6回農用地利用集積計画(案)」について、議事参与の関係がありますので、議事参与以外の分から説明をお願いします。整理番号18番を除いた分について事務局の提案説明を求めます。

事務局

議案の説明は4ページになります。4-1ページをお願いします。 利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による賃借権の設 定になります。

整理番号1番から整理番号17番について説明いたします。

整理番号1番

利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。利用権を設定する土地、度島町字中山、現況地目「田」、面積 2,799 ㎡、設定する利用権については、記載のとおりです。

整理番号 2 番から議案書 4-3 ページ 整理番号 17 番については ご一読をお願いします。

小計 新規案件 15件 31筆 面積 50,846 m²、

再設定案件 2件 4筆 面積 13,809 ㎡、

合計 17件 35 筆 64,655 ㎡となっています。

つづきまして、議案書4-4ページをお願いします。

利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による使用貸借権の設定になります。

整理番号 19番

利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。

利用権を設定する土地、度島町 字池畑、現況地目「畑」、面積1,372 ㎡設定する利用権については、記載のとおりです。

整理番号 20 番から議案書 4-5 ページ 整理番号 27 番につきましてはご一読をお願いします。

合計 新規9件 筆数35筆 面積 18,234 ㎡となっています。

つづきまして、議案書4-6ページ上段をお願いします。

利用権設定各筆明細は、農地バンクを通して賃借権を設定した土地の貸借になります。

整理番号 28番

利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。

利用権を設定する土地、田平町以善免 字杣山、現況地目「田」、面積 866 ㎡ 外 2 筆 計 2,728 ㎡

設定する利用権については、記載のとおりです。

整理番号29番につきましてはご一読をお願いします。

合計 新規 2 件 筆数 4 筆 面積 3,715 ㎡ となっています。 つづきまして、議案書 4-6 ページ下段をお願いします。

利用権設定各筆明細は、農地バンクを通して使用貸借権を設定した土地の貸借になります。

整理番号30番

利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。

利用権を設定する土地、生月町山田免 字立石、現況地目「田」、 面積 691 ㎡ 外 3 筆 計 3,139 ㎡

設定する利用権については、記載のとおりです。

整理番号31番につきましてはご一読をお願いします。

合計 新規2件 筆数6筆 面積 6,120 ㎡となっています。

集積計画の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

会長

ただいま事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。

議案第32号中整理番号18番を除いた分について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会長

異議なしと認め、議案第 32 号中整理番号 18 番を除いた分について、原案のとおり決定いたします。

次に同議案中、整理番号18番を議題とします。

この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」規定に基づき農業委員「9 番 前川 一夫」委員の退席を求めます。

(前川委員の退席)

それでは、同議案中整理番号 18 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号18番について説明いたします。

議案書4-3ページをお願いします。

利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定になります。

整理番号 18番。

利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。

事務局

利用権を設定する土地、朶の原町字上朶、現況地目「田」、面積2,369㎡

設定する利用権については、記載のとおりです。

小計 新規 1件 筆数1筆 面積 2,369 m²となります。

なお、整理番号 18 番を合わせました賃借権の貸借件数の合計は件数 18 件 筆数 36 筆 面積 67,024 ㎡となります。

整理番号 18 番の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

会長

ただいま事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。

議案第32号中整理番号18番について、原案のとおり決定すること にご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会長

異議なしと認め、議案第32号中整理番号18番について、原案のと おり決定いたします。

それでは「9番 前川 一夫」委員の入場を求めます。 (前川委員の入場)

《報告第 16 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について》

次に、「報告第 16 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解 約について」について、事務局の報告説明を求めます。

事務局

議案の説明は5ページになります。5-1ページをお願いします。

整理番号1番 貸人、借人は記載の通りです。

貸借農地、神船町字後新田、現況地目「田」面積 1,961 ㎡他 29 筆合計面積 19661.5 ㎡ 契約内容は備考欄の通りです。

なお解約理由は諸般の事情により子の営農が難しくなったことから親子間貸借を解除することを目的とし、一部の土地につきましては耕作者を第三者へ変更するものです。

5-2ページ 整理番号 2 番及び 3 番につきましてはご一読をお願いします。

なお解約理由は2番、3番ともに借り人の変更によるものです。 報告第16号の説明は以上です。

会長

ただいま、事務局からの報告説明が終わりましたので、これより質

会長

疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)

それでは、質疑を終結し、報告第14号を終わります。

《報告第 17号 使用貸借解約通知書について》

次に、「報告第17号 使用貸借解約通知書」について、事務局の報告 説明を求めます。

事務局

議案の説明は6ページになります。6-1ページをお願いします。

整理番号1番 貸人、借人は記載の通りです。貸借農地、深川町字持溝、現況地目「田」面積5,203 ㎡ 外1筆 合計7,384 ㎡ 契約内容は備考欄の通りです。なお解約理由は借り人の変更によるものです。

整理番号2番及び3番につきましてはご一読をお願いします。

なお解約理由は2番・3番とも借り人変更のための解約になります。

報告第17号の説明は以上です。

会長

ただいま、事務局からの報告説明が終わりましたので、これより質 疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

それでは、質疑を終結し、報告第17号を終わります。

報告事項について総会審議が必要ではないかとの意見があり追加 議案として上程することに決定

追加議案上程のため暫時休憩

再開 (午前 11:00~)

《議案 33 号 農地転用許可案件に係る計画変更申出による内容変更 承認について》

会長

休憩していた総会を開会いたします。

「議案第33号 農地転用許可案件に係る計画変更申出による内容変更承認」について、事務局の提案説明を求めます。

事務局

別紙議案書をご覧ください。

この案件については、今月の県常設審議会のなかで営農型について

は5年を目途に利益を上げる計画が必要とのことで再度営農計画書をやり直すよう指示があったことによる変更でございます。 詳細については資料をご一読ください。

会長

ただいま事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。

議案第 33 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会長

異議なしと認め、議案第 33 号について、原案のとおり決定いたします。

■日程第6 閉会

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし。」

閉会時刻:11時20分

異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長 の一括委任とすることに決しました。

以上をもちまして、平戸市農業委員会第6回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。

議事録署名人

15 番委員 印

■農業委員名簿

地区	議席番号		氏	名	
並	19	丸	田		保
	2	岡	村	勝	彦
北部	17	福	田	延	之
	3	阿	部		榮
	10	桝	屋	可	恵
平戸中部	5	本	Щ	勝	茂
	18	永	田		守
	9	前	Щ		夫
平戸南部	16	大	Щ	光	敏
	11	青	﨑	日出	男
	13	Ц	下	忠	平
生 月 地 区	7	谷	本	雅	嗣
	8	ЛП	村	政	幸
	1	蜜	Щ	隆	満
田 平 地 区	6	松	本		郎
	4	小	Щ	隆	友
	12	大	Щ	荒	助
大島地区	15	藤	沢	和	正
	14	松	Щ	浩	幸